明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七七）　二

○令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（一七八）　三

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七九）　三

〔府令・省令〕

○新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**四）　六

〔省　令〕

○地方団体に対して交付すべき令和六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（**総務**四六）　七

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（**法務**三三）　八

○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（**同**三四）　二〇

〔告　示〕

○令和三年総務省告示第二百五十七号の一部を訂正する件（**総務**一四九）　三

○令和四年総務省告示第三百六十六号の一部を訂正する件（**同**一五〇）　三

○令和五年総務省告示第百十七号の一部を訂正する件（**同**一五一）　三

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**一五二）　三

○国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の一部を改正する件（**同**一五三）　四

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**法務**一一二）　五

本号で公布された法令のあらまし

◇犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七七号）（警察庁）

1　司法書士等が取引時確認をしなければならない業務から、刑事手続に係る保証金又は監督保証金の納付についての代理等に係る業務を除くこととした。（第八条関係）

2　この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二八号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月一五日）から施行することとした。

◇令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（政令第一七八号）（総務省）

1　令和六年能登半島地震による災害による申請等の義務の不履行について、当該義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たな免責に係る期限を次のとおり定めることとした。

㈠　道路運送車両法第一二条第一項の規定による申請等の義務の不履行について、免責に係る期限は令和六年六月三〇日とした。（第一条関係）

㈡　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二一条第一項の規定による書類の作成等の義務の不履行について、免責に係る期限は令和六年七月三一日とした。（第二条関係）

㈢　宗教法人法第二五条第一項の規定による毎会計年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成等の義務の不履行について、免責に係る期限は令和六年一〇月三一日とした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七九号）（財務省）

1　令和七年に開催される二〇二五年日本国際博覧会を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び国立公園制度一〇〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣のうち、国立公園制度一〇〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数にあっては二四万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。